

尾張旭市監査公表第17号

令和8年2月3日付け尾張旭市監査公表第4号をもって公表した定例監査結果報告について、令和8年3月9日付け7公農第457号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和8年3月30日

尾張旭市監査委員 山田 義浩

尾張旭市監査委員 市原 誠二

都市整備部公園農政課

監査の指摘事項	措置状況
<p>尾張旭市契約規則（昭和53年尾張旭市規則第19号。以下「契約規則」という。）第28条第1項により、契約書には同項各号に掲げる事項を記載しなければならない（契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。）。</p> <p>しかしながら、都市公園浄化槽等維持管理業務委託の契約書には、同項第4号に掲げる事項（契約保証金）が記載されていなかった。</p> <p>また、何ら検討することなしに契約保証金を免除していた。</p> <p>契約事務を適切に実施されたい。</p>	<p>尾張旭市契約規則第32条に基づいて契約保証金を免除する場合は、その旨を契約書に記載するよう徹底する。</p>
<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条により、市の歳入を収入するときは、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。しかしながら、農政講座参加料について、調定を決議することなく、令和7年7月21日に納入の通知をしていた。</p> <p>適時適切に調定を決議されたい。</p> <p>なお、同課における調定の決議については、昨年度の定例監査においても指摘し、今後は事務を改めるとして市長から措置を講じた旨の通知があったにもかかわらず、今回の監査でも同様の事案が検出されたことから、改めて、確実な是正改善を求</p>	<p>指摘事項について、至急調定を決議した。</p> <p>今後は、調定を決議した上で、納入義務者に対して納入の通知をするよう徹底する。</p>

<p>める。</p>	
<p>吉賀池湿地管理委託の契約締結について、令和7年4月1日付けで起案したが、決裁権者（課長）の決裁を得ないまま、同日、契約を締結していた。なお、決裁を受けたのは、同月4日であった。</p> <p>事務処理を適切に実施されたい。</p>	<p>今後は、決裁権者決裁を得た上で、契約等の事務処理を実施するよう徹底する。</p>
<p>尾張旭市公印規程（昭和47年尾張旭市規程第4号）第10条第1項の規定により、公印の押印を必要とする様式等で公印の印影を印刷することが適当であるものについては、管守者の承認を受けた上で、公印の押印に代えてその印影又はこれを縮小した印影を印刷することができる。</p> <p>同課は、都市公園使用料の納入通知について、これまで、納入通知書兼領収書（尾張旭市会計規則（昭和58年尾張旭市規則第11号。以下「会計規則」という。）第1号様式）を施行する際、現在の市長印（一般文書用（総務課長管守））に改刻（平成25年10月25日付け尾張旭市告示第115号）される前の同印を縮小した印影を印刷したものを使用し続けていた。</p> <p>また、同規程第10条第2項により、公印の印影を印刷しようとする者は、印影印刷承認願に様式等の見本を添えて、管守者の承認を受けなければならない。しかしながら、同課は、これまで、管守者（総務課長）の承認を得ないまま、前述の印刷を繰り返していた。</p> <p>公印を適切に取り扱われたい。</p>	<p>これまで使用していた納入通知書兼領収書は使用をやめ、当面は、会計課が保有する納入通知書兼領収書を使用する。</p> <p>以後、公印の印影の印刷を行う際は、正しい市長印であることを確認し、必ず管守者の承認を受けてから印刷することとする。</p>
<p>同課は、本市の緑化の推進を図るため、毎年度、本市行政に関わりのある事業者、尾張旭市緑化推進基金への寄附を依頼している。この依頼は、依頼文と会計規則第8条で規定する納入通知書兼領収書を送付することにより行っており、寄附は、事業者が自ら寄附する金額を記載した同書を用いて同額を所定の金融機関に納付することによりなされている。なお、同課は、寄附受納後に、調定を決議している。</p>	<p>寄附という性質上、事前に歳入の調定を行うことができない（金額を市が定めることができない）ため、今後は、尾張旭市会計規則第13条で規定する納付書兼領収書により依頼することとし、歳入の調定後、改めて、寄附者に市長印を押印した領収書を発行する方針に変更する。</p>

<p>この点、同条によれば、納入通知書兼領収書は、歳入の調定（納入すべき金額、納入義務者などを調査の上決議するもの）をしたときに、納入義務者に納入の通知（納入すべき金額、納期限、納入場所及び納入の請求の事由などを記載した納入通知書とするもの）をする際に用いられるものであり、このような寄附の依頼の際に用いられるべきものではない。</p> <p>また、同課は、当該寄附依頼においても、前述の指摘と同様に、これまで、現在の市長印（一般文書用（総務課長管守））に改刻される前の同印を縮小した印影を印刷した納入通知書兼領収書を使用し続けていた。</p> <p>適切な寄附依頼及び公印取扱いをされたい。</p>	
<p>会計規則第12条の規定により、納入義務者から納入通知書兼領収書を亡失し、又は損傷した旨の申出を受けたときは、直ちに当該納入義務者に係る納入通知書兼領収書を作成し、その表面の余白に「再発行」と記載して交付しなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、同課は、ふれあい農園使用料について、納入通知書兼領収書を再発行する際、余白に「再発行」と記載せず交付していた。</p> <p>収入の事務手続を適切に実施されたい。</p>	<p>今後は、納入通知書兼領収書を再発行する際、余白に「再発行」と記載するよう徹底する。</p>
<p>尾張旭市公共用物の管理に関する条例（昭和59年尾張旭市条例第2号）によれば、公共用物の使用料は、使用物件の長さ若しくは使用面積が1メートル若しくは1平方メートル未満であるとき、又はこれらの長さ若しくは面積に1メートル若しくは1平方メートル未満の端数があるときは、1メートル若しくは1平方メートルとして計算するものとされている。</p> <p>しかしながら、同課は、令和7年4月2日付けで、農業用水路のうち5.86㎡を自動車横断通路として公共用物使用の許</p>	<p>過少徴収となっていた294円を令和8年2月2日付けで徴収した。</p> <p>今後は、条例に沿った使用料算定を徹底する。</p>

<p>可をしたものに係る使用料について、「6 m<sup>2</sup>×2, 100円」として計算しなければならないところを、「5.86 m<sup>2</sup>×2, 100円」として計算していたことから、294円の過少徴収となっていた。</p> <p>条例に沿った使用料算定を実施されたい。</p>	
<p>令和3年4月1日から、本市では、国・県の法令等に基づかず、印鑑証明書等の照合を行わない書類への押印については原則廃止したものの、見積書については引き続き押印を求めている。同課では、農業用施設草刈等委託において、代表者印がない見積書を提出した者と契約を締結していた。</p> <p>契約事務を適切に実施されたい。</p>	<p>今後は、提出された見積書の代表者印を確認した上で、代表者印がある見積書を提出した者と契約を締結するよう徹底する。</p>
<p>契約規則第32条により、同条第1号から第7号までに掲げる場合のほか、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと市長が認めるときにも、契約保証金の全部又は一部を免除することができる（同条第8号）。</p> <p>同課は、吉賀池湿地管理委託及び都市公園清掃業務委託の契約（令和7年4月1日契約締結分及び同年9月25日契約締結分）について、何ら理由を示して何うことのないまま、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとして、同号の規定により契約保証金を免除としていた。</p> <p>契約事務を適切に実施されたい。</p>	<p>契約保証金の全部又は一部の免除について再考することとした。</p> <p>以後、契約規則第32条の内容を吟味し、適切な契約事務を行っていく。</p>